



川崎市立虹ヶ丘小学校 PTCA規約

第1章 総則

第1条 本会は、川崎市立虹ヶ丘小学校 PTCA と称する。

第2条 本会の事務所は、川崎市立虹ヶ丘小学校内におく。

第3条 本会は、父母と教職員および地域による“協育”を通じて、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかり、併せて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は、次の会員で組織する。

- 1、児童の父母または、これに代わる保護者
- 2、教職員

第2章 方針及び事業

第5条

- 1、本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、営利を目的としない。
- 2、本会は、児童の福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力するが、その運営については他のいかなる団体の干渉も受けない。
- 3、本会は、学校の管理や人事に干渉しない。
- 4、本会は、特定の政党や宗教にかたよらない。

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、児童の校外生活の指導をし、福祉を増進する。
- 2、協育環境の整備をはかるために活動する。
- 3、学校と家庭の連絡を緊密にする。
- 4、会員同士の教養向上と親睦促進のための活動
- 5、その他 必要な事項。

第3章 機関

第7条 本会に次の機関をおく。

- 1、総会
- 2、役員会
- 3、運営委員会
- 4、各種委員会

第8条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関である。定期総会は年度当初に速やかに会長が召集し、必要があるときは臨時総会を開くことができる。総会は全会員の5分の1以上の出席者をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。

第9条 本会は、次の役員および会計監査をおく。

- 1、会長 1名
副会長 1～2名
会計 1～2名
書記 2～3名（含 教員1名）
虹っ子お助け隊長 1名

- 2、会計監査 2名

第10条 役員及び会計監査は、総会または投票において選出する。その選出は、本規約の細則による。役員及び会計監査の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。役員及び会計監査に欠員を生じたとき、補充の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員及び会計監査の任務は次の通りとする

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
- 3、会計は金銭の収支を記録し、必要に応じて会計報告を行う。
- 4、書記は会議の議事を記録し、本会運営の庶務をつかさどる。
- 5、虹っ子お助け隊長は、協育環境整備やボランティア活動の促進、児童の生活指導などを保護者、教員、地域等となどと連携しつつ担当する。
- 6、会計監査は必要に応じて会計の監査を行う。

第12条 運営委員会は役員で構成する。その任期は1年とし、再任は妨げない。

第13条 運営委員会は、各種委員会の連絡調整をはかり、本会業務の企画推進を行う。

- 1、各種委員会で立案された事業計画を審議検討する。
- 2、総会に提出する報告書、ならびに議案を作成する。
- 3、会員により委任された事項を検討する。
- 4、その他 必要な事項。

第14条 本会に次の各種委員会を下記事業を行うために必要に応じて設置することができる。
各種委員会の構成、選出については本規約の細則による。

1、虹っ子お助け委員会

保護者や教員交流および会員の福祉増進、地域と連携した児童の協育を促進する。また、会員の教養と識見を高めるための企画実行にあたり、さらに本会事業の周知徹底を広報活動等を通してはかる。

また、校外における児童の生活指導及び協育環境整備に協力する専門部会として郊外グループを設置する。

2、特別委員会

本会の活動に必要な場合に、特別委員会を設ける。

第4章 会計

第15条 本会の経費は、会費、事業収入等をもってこれにあてる。

第16条 会費は一世帯月額400円とする。

第17条 本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第18条 慶弔等については、本規約の細則による。

第5章 規約の改廃

第19条 規約は総会において改廃することができる。

第20条 本規約を運営するために、細則をもうけることができる。

細則は、運営委員会の審議を経て、これを改廃することができ、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第6章 個人情報の取り扱い

第21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 付則

第22条 この規約は、昭和51年4月1日より実施する。

平成10年4月1日、一部改

平成12年4月1日、一部改

平成15年4月1日、一部改

平成16年4月1日、一部改

平成17年4月1日、一部改

平成18年4月1日、一部改

平成19年4月1日、一部改

平成21年4月1日、一部改

平成28年4月1日、一部改正

令和2年2月21日、一部改正（細則第8条）

令和3年2月5日、一部改正（細則第6条）

令和4年6月1日、一部改正（個人情報の取り扱い等）

令和6年2月16日、一部改正（第3、6、9、11、14条、細則第3～7；会名称、虹っ子お助け隊設置等）

細則

第1条 総会は、委任状を含めて成立するものとする。総会成立のための定足数は委任状提出者を含むものとし、議決権の行使は、1家庭1票とする。委任状に特定の受任者名のないものは会長に委任したものとみなす。

第2条 役員会及び運営委員会は学校長、教頭、及び教務を含めて構成する。

第3条 役員及び会計監査の選出は、次の要領による。

- 1、特別委員会として推薦委員会を設ける。
- 2、推薦委員会の構成は下記の通りとする。虹っ子お助け委員会より2名、現役員より1名、元運営委員より1名 教員より1名
- 3、推薦委員は、原則として役員候補者にはなれない。
- 4、推薦委員会は、会員の中より役員及び会計監査の候補者を総会に推薦する。もしくは総会前に公示し、投票によって会員の承認を受ける。（会員数の過半数をもって承認を決定する。）
- 5、推薦委員の任期は役員成立と同時に解任される。
- 6、推薦委員会は、必要に応じて副会長を増員することができる。
- 7、推薦委員会は、必要に応じて運営委員会に出席できる。

8、任期中に会長に欠員が生じたときは、副会長がこれを補充し、会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員がこれを補充もしくは代行出来る物とする。

第4条 各委員会の構成、選出は次の要領によるものとする。

1、虹っ子お助け委員会は、虹っ子お助け隊長が長となり運営される。

運営のサポートおよび校外グループの実務を担う役として、リーダーもしくは副リーダーを互選により選出出来るものとする。リーダーおよび副リーダーは、運営会議の参加者とするが投票権は付与されない。

2、推薦委員会の委員長、副委員長は、教員を除いて選出する。

第5条 虹っ子お助け委員会内に設置する校外グループは、1丁目・王禅寺・2丁目・3丁目の各ブロックより選出が望ましいが、会員数などの状況も鑑み、運営委員会で了承を得た人数や構成で委員を選出する。

第6条 虹っ子お助け委員会は、虹っ子お助け隊長により、運営委員会に具申し了承を得た人数で構成する。

第7条 慶弔等については、次の要領によってその意を表すものとする。

1、弔意

ア 会員及び児童死亡のとき、5000円。

イ 教職員父母死亡のとき、5000円。

2、慶意

本会の発展に功績のあったと役員会議で認められた会員を表彰し、記念品を贈る。

3、見舞

ア 児童及び教職員が疾病、障害等のため2週間以上入院したとき、見舞金を贈る。（5000円）

4、その他

ア その他特別の場合は、役員が協議して決める。

イ 返礼は一切受けつけないものとする。

第8条 特別会計の使用については、運営委員会に諮り決定する。



本規約は改定があるまで配付いたしません
卒業まで大切に保管してください